教育再生実行本部

教科書検定の在り方特別部会 議論の中間まとめ

平成25年6月25日自由民主党

はじめに

昨年10月、わが党の安倍総裁は、総裁就任直後から、経済再生と教育再生を日本再生の要として位置づけ、直属機関として「教育再生実行本部」を発足させました。その下に「教科書検定・採択改革分科会」を設置し、昨年11月に「中間取りまとめ」を公表しました。

教育基本法が改正され、新しい学習指導要領が定められてから、初めての教科書の検定が小・中・高等学校で行われましたが、多くの教科書に、いまだに自虐史観に立つなど、問題となる記述が存在している状況であります。

教育基本法や学習指導要領の趣旨をしっかり踏まえた教科書で子ども 達が学べるようにするため、第2期の教育再生実行本部の下に「教科書 検定の在り方特別部会」を設置し、教科書の改善の方策について、更に 議論してきたところです。

昨年11月の教科書検定・採択改革分科会での中間取りまとめを踏ま えながら、これまで計6回に及ぶ活発な議論を経て、これまでの議論の 中間まとめをまとめました。

教科書の改善の方策にあたっては、さらに検討すべき課題も多いことから、引き続き検討を進めてまいります。

また、中間まとめの内容のうち早期に対応が可能なものについては、 今後、政府・与党一丸となって、迅速かつ確実に実現させることを強く 期待します。

> 平成25年6月25日 自由民主党 教科書検定の在り方特別部会

> > 主 查 萩 生 田 光 一 副主查 髙 鳥 修 一 副主查 松 本 洋 平 副主查 宇 都 隆 史

「教科書検定の在り方特別部会」における議論の中間まとめ

<現状の認識>

「教育基本法」が改正され、新しい「学習指導要領」が定められてから、初めての教科書の検定が小・中・高等学校で行われたが、多くの教科書に、いまだに自虐史観に立つなど、問題となる記述が存在する。

この点、小中学校の教科書において、伝統文化に関する題材が取り上げられるなど、教科書改善の成果もみられるが、特に高等学校の歴史教科書については、いまだ自虐史観に強くとらわれるなど教育基本法や学習指導要領の趣旨に沿っているのか疑問を感じるものがある。

また、領土問題については、地理では全ての教科書で記述はなされているものの、我が国が主張している立場が十分に記述されていない。尖閣諸島については、記述のない教科書が存在する。

教科書の採択については、特定の教科書を長期にわたって使い続ける 地域が見られるなど、教育委員会が、入念な調査研究に基づいてその権 限と責任を十分に果たしていないのではないかとの批判がある。

本特別部会においては、以上の認識の上に立ち、教育基本法や学習指導要領の趣旨をしっかり踏まえた教科書で子ども達が学べるようにするためには、昨年の教育再生実行本部の教科書検定・採択改革分科会の中間とりまとめを踏まえつつ、以下のとおり、必要な対応を行うべきである。

教科書検定について

1. 教科書検定基準の改善

〇 政府見解や確定した判例があるものについては、それらをきちんと 取り上げさせるようにする。

諸説ある事項について記述する際には、多数説・少数説、バランスよく取り上げさせるようにする。

- 特に、近現代史において、未だ確定的な見解・学説がない事項については、教科書において確定的に記述をしないようにする。(例えば、未だ確定的な見解・学説がない旨を教科書に記述したり、具体的な根拠を示したり、本文で取り上げないなどの改善を図る。)
- 〇 引用資料についても、特定の事柄を特別に強調しないよう改善を図

2. 教科書検定の手続の改善

〇 申請図書の完成度を高めることが重要であり、例えば、教育基本法と学習指導要領の趣旨をより踏まえた教科書の編修・執筆を発行者に 意識させるため、検定の申請の際に、提出させる書類(編修趣意書など)の改善・見直しを行う。

3. 教科書検定の透明化

○ 教科用図書検定調査審議会委員及び教科書調査官の役割・責任を明確にするため教科書検定について更なる透明化を図る。

教科書採択について

- 教育委員会の調査研究をはじめとした採択手続について、その実態 を検証し、教育委員会制度の見直しの方向性を踏まえ、教科書採択の 権限と責任が十分に果たされるよう徹底を図る。
- 地域によっては長年にわたり特定の教科書発行者の教科書が採択 され続けている現状に対し、検討を加える。

その他の課題について

- 〇 時代の変化に対応できる学習指導要領の改訂について
- 〇 副教材の在り方について
- 教師用指導書の在り方について
- 大学入試センター試験問題の在り方について
- 教科書検定基準における、いわゆる「近隣諸国条項」の見直しについて

など

今後の課題について

〇 教科書の定義、検定、採択を包括する「教科書法(仮称)」の制定 について